

市有財産売却に係る一般競争入札参加者募集要項

市有財産売却(一般競争入札)の参加申込みにあたっては、この募集要項及び添付契約書(案)の記載事項を承知するとともに、物件説明書等を参考に必ず現地を確認した上でお申込みください。

1 売却物件

物件名	所在地	地目/種類(構造)	面積(m ²)	その他
志土知小学校跡地	竹田市大字下志土知1244番14	原野	2,085	都市計画区域外

【予定(最低)価格】 1,390,800 円

<物件の事前確認について>

(1) 現地説明会について

- ・現地説明会は開催しませんので、必ず入札参加申込者ご自身において、あらかじめ現地を確認してください。
- ・「物件説明書」は物件の概要を把握するための資料でしかありませんので、入札参加申込みを行う前に、必ずご自身において、現地及び利用等に係る諸規制に関する調査確認を行ってください。

(2) 物件の引渡し

- ・物件は現況での引渡しですが、西側進入口から市有地横断の際、地下にある水路に注意を要する。
- ・図面と現況が相違している場合、現況が優先します。
- ・電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切り株の除去、フェンス・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体の如何を問わず、一切竹田市では行いません。
- ・上下水道及び電気など供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、竹田市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。
- ・地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査、電波障害に関する調査は行っていません。

2 入札参加の申込方法

(1) 提出書類

①申込書等 : 『一般競争入札参加申込書』

『法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書』『役員等一覧』(法人の場合)

『代表者選任届』(共同購入の場合)

②添付書類 : 『誓約書』『印鑑登録証明書』『身分証明書』『市税等完納証明書(法人は、国税様式その3の3(発行後3か月以内のもの))』

注1) 一般競争入札参加申込書、誓約書等の入札参加申込に必要な書類については、**すべて実印**をご使用ください。

注2) 共同購入を希望する場合は、代表者が作成した一般競争入札参加申込書に共同購入者全員分の誓約書等添付書類及び代表者選任届を添付してお申し込みください。

(2) 申込先及び申込方法

①申込先

〒878-8555 竹田市大字会々1650番地
竹田市役所 財政課財産活用推進室 TEL 0974-63-4802 FAX 0974-63-0995
E-mail zaisei@city.taketa.lg.jp

②申込方法

上記申込先に持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)で申し込んでください。

注1) 郵送は、申込期限までに必着とし、提出書類の不備等は期限内に修正すること。

(3) 入札参加申込み受付期間(申込期限)

令和 6 年 4 月 1 日 (月) から 令和 6 年 4 月 19 日 (金) まで
受付時間 : 午前9時から午後5時まで ただし、土、日曜及び祝日の閉庁日を除きます。

注1) 申込期限までに一般競争入札参加申込みがない場合は、入札を中止します。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

令和 6 年 4 月 1 日 (月) から 令和 6 年 5 月 8 日 (水) まで
(2)の申込先において、上記期間中の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(5) 提出書類等の指定

入札参加申込み及び入札に必要な書類については(2)と同じ場所と期間で配布しておりますので、市が指定するものを使用してください。(提出書類等は、ホームページからもご利用いただけます。)

3 入札参加者の資格

次の各項目のいずれかに該当する場合は入札に参加できません。

また、市有財産を売却する際の入札参加資格確認のため、申込者(法人の場合は役員等を含む)が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会しますので、ご了承ください。

(1) 一般競争入札参加申込書を期限までに提出していない者

(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 市税等を滞納している者

(4) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者

①契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

④地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

⑦①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用したとき

(5) 自己又は自己の役員等(注)が次のいずれかに該当する者である場合又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合

(注) 役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③暴力団員が役員となっている事業者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 公有財産に関する事務に従事する職員

4 入札参加者への書類送付

入札参加資格確認後、一般競争入札参加資格者証を簡易書留にて郵送します。

5 無効申込み

次のいずれかに該当する申込みは無効となります。

- ①入札参加者として資格がない者のした申込み
- ②所定の申込書によらない申込み
- ③住所・氏名の記入漏れ、押印漏れ、その他申込み要件を認定しがたい申込み
- ④前各号に定める者を除くほか、売却担当課等において特に指定した事項に違反した申込み

6 質問及び回答

今回の募集に関するお問い合わせは、原則として書面(任意様式)の持参又はメール(2の(2)の①)により受け付けます。回答は概ね3日以内(土・日曜日及び祝日を除く)に質問者等に回答します。

7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 6 年 5 月 9 日(木) 午前 10 時 00 分
※ 受付は 午前 9 時 30 分 から 午前 10 時 00 分まで ※入札後、
ただちに 開札
- (2) 場 所 竹田市大会堂々1650番地 竹田市役所 3 階会議室 5
- 《郵便による入札は認めません。 受付時間は厳守です。遅れた方の入札参加は認められません。》

8 入札当日必要なもの

(1) 入札保証金

入札の際には、見積金額の100分の5以上の入札保証金(現金又は県内にある金融機関の振出し、若しくは支払い保証した小切手)若しくは保険会社と締結した竹田市を被保険者とする入札保証保険契約書を入札開始前に市に納付しなければなりません。(封筒に入れて氏名又は名称並びに金額を記載し封印のうえ預けてください。)入札保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付きません。また、入札保証金は第10項の契約保証金の一部に充当することができます。

(2) その他入札に必要なもの

- ①入札に参加される方は、必ず実印を持参してください。
- ②代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。
- ③共同購入の場合は、代表者のみが入札を行ってください。

9 契約の締結

契約書は、市が定めた市有財産売買契約書により、落札決定通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を添えて提出してください。契約に要する費用は、落札者の負担となります。

なお、7日以内に契約の締結に必要な書類が提出されない場合は、契約予定者としての権利を失うものとします。

10 契約保証金

契約書類の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金（現金又は県内にある金融機関の振出し小切手（自己宛小切手）、若しくは銀行等（注）の保証）を市に納付しなければなりません。契約保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。

（注） 銀行等とは「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）」第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合又はその他の預金受け入れを行う組合

11 売買代金の納入

売買代金は、契約締結後、市が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された期限までに納入しなければなりません。

12 所有権の移転等

売買物件の所有権は、売買代金が納入されたときに移転し、物件は現状有姿のまま引き渡します。所有権移転登記は、売買代金の納入を確認した後に、購入者の費用負担により市が契約者名義に登記嘱託します。なお、所有権移転前に、物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

13 契約上の主な特約等

(1) 土地利用条件

事業予定者（太陽光発電施設の設置等）は、事前に近接する住民等へ事業内容の説明を実施し、合意形成に努めること。

(2) 次の各号に掲げる事項を禁止します。

- ① 暴力団への所有権移転・貸付け、又は暴力団員に転売・貸付けされることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。
- ② 暴力団の事務所その他これに類するものの用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の様に供すること。又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

14 義務の承継

買受人は、この要項に基づく売買契約の締結の日から10年間、所有権移転若しくは、地上権、質権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定を行う場合は、その後の譲受人に前項の義務を承継させなければなりません。

15 入札結果の公表

次の各号に掲げる事項は公表します。

- ①不動産の所在地
- ②区分(土地・建物の別)
- ③数量(土地の面積等)
- ④落札者の氏名(法人の場合)
- ⑤落札金額

16 その他

この要項に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、竹田市会計規則(平成21年竹田市規則第15号)、竹田市契約事務規則(平成17年竹田市規則第59号)その他の法令等に従って市が決定するものとします。